

○弥富市自殺対策ネットワーク会議設置運営要綱

令和5年6月30日

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関及び団体（以下「団体等」という。）と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、弥富市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、自殺対策に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、自殺対策推進委員（以下「委員」という。）15人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体等の代表者又は職員により構成する。

- (1) 医療・福祉・保健機関
- (2) 教育機関
- (3) 商工労働機関
- (4) 民間団体
- (5) その他市長が必要と認める団体等
- (6) 弥富市

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に会長を置く。

2 会長は健康福祉部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(ネットワーク会議の開催)

第6条 ネットワーク会議は会長が召集し、会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 ネットワーク会議の委員、出席者及び関係者は、個人情報の保護に十分に留意し、正当な理由なく職務上知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。